

## 工事に際しての注意事項

1. **確認表示板の掲示**（法第 89 条）

工事現場の見やすい場所に右記の様式による表示板を掲示してください。

← 35 cm 以上 →		
建築基準法による確認済		
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号	↑
確認済証交付者		25 cm 以 上
建築主又は築造主		
設計者氏名		
工事監理者氏名		
工事施工者氏名		
工事現場管理者氏名		
建築確認に係る その他の事項		

2. **中間検査**（法第 7 条の 3、法第 7 条の 4）

中間検査が必要な建築物は、特定工程に係る工事完了後 4 日以内に中間検査申請書を流山市役所建築住宅課または指定確認検査機関に提出してください。

3. **他法令の手続き**

建築基準法以外の法令によって手続きを必要とするもの（農地転用等）についてはそれぞれ手続きし、許可等を受けてから着工してください。

4. **工事現場の危害の防止**（法第 90 条）

杭打機、クレーン等の転倒及び建設資材の落下事故等が発生しないよう、工事現場の危害防止のために必要な措置を講じ、工事に伴う事故防止の徹底を図ってください。

5. **浄化槽を設置する場合**（浄化槽法関係）

（1）工事業者（法第 21 条、第 33 条）

工事は、千葉県知事へ届出又は登録した浄化槽工事業者が行ってください。

（2）標識の掲示（第 30 条）

浄化槽工事業者は、工事現場の見やすい場所に右記の標識を掲示するとともに、基礎の状況等について写真を撮るなど施工状況を記録しておいてください。

← 40 cm 以上 →		
浄化槽工事業者 届出済 票 登録		
氏名又は名称		↑
代表者の氏名		3 5 cm 以 上
届出番号 登録番号	千葉県知事届第 号 登第 号	
届出年月日 登録年月日	平成 年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		
↓		

（3）浄化槽の使用開始

（法第 7 条、規則第 36 条）

浄化槽の所有者等（浄化槽管理者）は、使用開始の日から 30 日以内に浄化槽使用開始報告書を地元

保健所に提出するとともに、使用開始後 6 ヶ月から 8 ヶ月の間に（社）千葉県浄化槽検査センター（043-246-6283）の水質検査を受けてください。

（4）定期検査等（法第 10 条、第 11 条）

浄化槽管理者は、定期的に専門業者による保守点検、清掃を受けるとともに、年 1 回（社）千葉県浄化槽検査センターの検査を受けてください。